

令和3年度奨学のための給付金 新入生に対する早期給付申請について

○奨学のための給付金とは

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。

令和3年度に生活保護（生業扶助）受給世帯又は住民税の所得割が非課税の世帯が対象で、世帯構成や在籍校に応じた額の給付を受けることができます。

○早期給付とは

通常の申請（一般申請）は7月から受け付けますが、以下の要件を満たし、希望する場合には給付額の一部を一般申請より早く受給できます。（ただし、7月に改めて申請を行う必要があります。）

- ①新入生（新一年生）である。
- ②令和3年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している 又は
令和2年度の住民税所得割が非課税である。
- ③令和3年4月1日時点で、保護者等が埼玉県内に在住である。
- ④生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している。

○申請上の注意点

- ・新入生に対する早期給付の申請は、給付年額の3か月分（4月から6月分）のみが対象です。
7月以降分を受給するためには、7月に改めて申請をしていただく必要があります。
各提出書類も、改めて御提出いただきます。
- ・早期給付と一般申請がともに対象となった場合でも、給付される年額が増えるわけではありません。
- ・早期給付を申請せず、7月に一般申請をされた場合、年額を一括で、原則令和3年中に県から直接希望の口座に振り込みます（書類に不備等があった場合、遅れる可能性があります。）。
- ・提出期限を厳守してください。期限後の申請は受付できません。

○提出期限

令和3年5月31日（月）必着（期限厳守）

○申請先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁総務部学事課 高等学校担当 宛て

（裏面に続きます。）

○給付額

申請対象生徒	世帯区分		給付額
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護(生業扶助)受給世帯		13,150 円
全日制の高等学校等に在籍 世帯区分欄内の「兄弟姉妹」は、 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の 兄弟姉妹を指します。 (平成10年4月3日～平成18年 4月2日生まれ)	住民税の所得割 が非課税	申請対象生徒に <u>兄弟姉妹</u> がない又は申請対象生徒が 最年長であり、通信制高等学校に在籍している生徒を扶 養(※1)していない	32,400 円 (第一子区分)
		申請対象生徒が <u>兄弟姉妹</u> で最年長であり、通信制高等 学校又は専攻科(※2)に在籍している生徒を扶養(※1)し ている	37,500 円 (第二子以降区分)
		複数の高校生等(※3)を扶養していて、申請対象生徒が <u>兄弟姉妹</u> で最年長でない	
		申請対象生徒以外に保護者に扶養されている高校生等 (※3)以外の <u>兄弟姉妹</u> がいる(※4)	
通信制の高等学校等に在籍	—		12,525 円
高等学校等専攻科に在籍	—		

- ※1 健康保険証上、被保険者が申請対象生徒と同一である兄弟姉妹を指します。
- ※2 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科の学科のうち、「大学への編入学基準を満たす課程を有するもの」又は「国家資格者養成課程を有するもの」のことを指します。
- ※3 高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金(学び直し支援金含む)の受給資格を有している生徒を指します。
- ※4 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の高校生等以外の兄弟姉妹がいる場合に該当します。

○本事業に関するお問い合わせ

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL: 048-830-2725 (平日: 午前8:30～午後5:15)

より詳しく知りたい方はこちら

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

○提出書類

様式は学事課ホームページに掲載してあります。

学事課から郵送することもできますので、ご希望の場合は御連絡ください。

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書	全世帯
2	振込口座届及び振込口座の通帳のコピー	全世帯
3	在学証明書	全世帯 在籍校に基準日現在の在籍を証明してもらうもの ※様式は学事課ホームページ参照
4	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※マイナンバーが記載されていないもの	全世帯 ※基準日（※1）以降に発行されたものが必要
5	①生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は ②生業扶助を受給していることがわかる福祉 事務所発行の証明書	生活保護（生業扶助）受給世帯 ※様式は学事課ホームページ参照 ※基準日（※1）以降に証明を受けたものを提出 してください。
6	保護者全員の令和2年度（非）課税証明書等 （道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの）	非課税世帯
7	健康保険証のコピー（申請対象生徒の兄弟姉妹のもの）（※2） 又は 扶養誓約書（国民健康保険に加入している場合）	非課税世帯 ※兄弟姉妹がいない、申請対象生徒が通信制高校 又は専攻科に通学している場合は不要
8	個人対象要件証明書	高等学校等専攻科に在籍する場合に必要

※1 令和3年4月1日。4月2日以降に入学の場合、入学月の1日（1日付け入学の場合は入学日）。

※2 兄弟姉妹の健康保険証の写しを提出する場合、健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等の記号・番号は、判別できないよう黒塗り等した上で提出してください。

（キリトリ）

埼玉県総務部学事課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県総務部学事課 高等学校担当 行 『奨学のための給付金申請書類 在中』

<提出書類チェック> （必要書類の漏れがないか御確認ください）

申請書 口座届（通帳のコピーを添付） 在学証明書 住民票

生業扶助受給証明書又は（非）課税証明書 申請対象生徒の兄弟姉妹の健康保険証のコピー（該当者のみ）

扶養誓約書（該当者のみ） 個人対象要件証明書（該当者のみ）